

自立生活援助

「指定後の注意事項」

変更・休止・廃止・再開
(R7.6～)

■ 変更

●届出期限

- 加算届内容以外 ・ 変更の日から10日以内
- 加算届の場合 1 介護給付費・訓練等給付費の算定に係る事項のうち増額となる変更
 - ・ 算定する月(1日付)の前月15日までに届出完了
- 加算届の場合 2 新たに「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定する変更
 - ・ 算定する月(1日付)の前々月の末日までに届出完了

●届出方法

- ・ ◆変更内容一覧◆に従い、来庁または郵送により届出
- ・ 来庁の場合は電話等による事前予約が必要

※ 2種類以上の届出のうち、来庁と郵送が含まれる場合は来庁による届出とする

●必要書類

- ・ 変更届出書(別紙様式第二号)
- ・ その他◆変更内容一覧◆のとおり
- ・ (郵送による場合) 変更届連絡票
- ・ (郵送による場合) 110円切手を貼った定形封筒(返信用)

15日が締切期日である変更については、申請予約締切日までに余裕を持って予約を行ってください。

申請者多数の場合は、申請予約締切日以前でも予約を締切ることがありますのでご了承ください。

◆ 変更内容一覧 ◆

注: 申請者(法人)の各事項に関する変更について、同一法人内に複数の指定事業所がある場合は一括して変更届をする扱いとなるため「事業所一覧」の添付が必要

変更事項	区分	添付書類	留意事項
1 申請者(法人)の名称 申請者(法人)の所在地	郵送	① 履歴事項全部証明書 ② 事業所一覧表(同一法人が複数の事業所を運営している場合に必要) ③ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	※ 法人の一体性(継続性)が認められない場合は新規申請が必要 ・ 届出書に法人等名称のふりがなを必ず明記 ・ 左記③は、東大阪市に業務管理体制の届け出をしている場合に必要(法人の所在地変更の場合は省略可) ※ 所在地変更に伴い、電話、FAXに変更がある場合は、変更届出書にその旨も記載
2 申請者(法人)の主たる事務所の電話、FAXのみ	郵送	① 事業所一覧表(同一法人が複数の事業所を運営している場合に必要) ② 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	
3 申請者(法人)の代表者の氏名及び住所	郵送	① 履歴事項全部証明書 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ③ 事業所一覧表(同一法人が複数の事業所を運営している場合に必要) ④ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	・ 左記②は代表者が新たに就任する場合に必要 ・ 左記④は、東大阪市に業務管理体制の届け出をしている場合省略可

変更事項	区分	添付書類	留意事項
4 事業所の名称	郵送	① 付表 ② 運営規程 ③ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	
5 事業所の所在地	来庁	① 付表 ② 事業所の平面図 ③ 事業所内外の写真 ④ 設備・備品等一覧表 ⑤ 運営規程 ⑥ 案内図 ⑦ 損害賠償発生時の対応を明示する書類 ⑧ 業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第3号様式)	・ 左記②、③について、撮影方向を平面図に記載 ・ ③はA4用紙に写真データを4枚貼り付けたもの (現像した写真を糊付けしたものは不可のため、その場合はA4用紙にカラーコピーした書類) ・ 左記⑥は、事業所と最寄り駅、協力医療機関との位置関係を示す ・ 左記⑦は、所在地変更後についても適用となる旨が示された書類 ・ 左記⑧は、東大阪市に業務管理体制の届け出をしている場合に必要 ※ 所在地変更に伴い、電話、FAXに変更がある場合は、変更届出書にその旨も記載
6 事業所の電話、FAXのみ	郵送	① 付表	
7 事業所の建物の構造概要 平面図、設備の概要	来庁	① 事業所の平面図 ② 事業所内外の写真 ③ 設備・備品等一覧表	・ 左記①は、「変更前」と「変更後」が必要 ・ 左記②は、「変更箇所」が必要 ・ 左記①、②について、撮影方向を平面図に記載 ・ ②はA4用紙に写真データを4枚貼り付けたもの (現像した写真を糊付けしたものは不可のため、その場合はA4用紙にカラーコピーした書類)
8 管理者	来庁	① 付表 ② 組織体制図(兼務関係を明記) ③ 経歴書 ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	・ 左記③は、3ヶ月以内の写真貼付が必要
9 管理者の氏名または住所	郵送	① 付表	

変更事項	区分	添付書類	留意事項
10 サービス管理責任者	来庁	① 付表 ② 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③ 組織体制図(兼務関係を明記) ④ 経歴書 ⑤ 資格を証する書類 ⑥ 実務経験証明書 ⑦ サービス管理責任者研修修了証書の写し ⑧ 相談支援従事者研修修了証書の写し ⑨ 障害者ケアマネジメント研修修了証書の写し ⑩ サービス管理責任者適正配置誓約書 ⑪ サービス管理責任者を適正に配置するための取り組み内容 ⑫ 理由書 ※運営規程の提出は不要ですが、増減があった場合は、事業所において運営規程の内容を変更してください。 (附則においても変更履歴の追記をお願いします)	・ 左記④は、3ヶ月以内の写真貼付が必要 ・ 左記⑤は、実務経験が直接支援業務8年未満の場合に必要 ・ 左記⑧は、2日課程以上が必要 ・ 左記⑨は、左記⑧が1日課程の場合に併せて必要 ・ 左記⑩、⑪は、サービス管理責任者研修または相談支援従事者研修の未受講者を配置する場合に必要 ・ 左記⑫は、サービス管理責任者の実務経験が基準に満たない場合の特区適用を申請する場合に必要 ※ 一体的に運営する相談支援事業所の相談支援専門員をサービス管理責任者とみなして配置する場合、左記⑤、⑥、⑦は不要。ただし、相談支援従事者現任研修を修了している場合は、⑧と併せて現任研修修了証の写しも提出が必要。
11 サービス管理責任者の氏名または住所	郵送	① 付表	

変更事項	区分	添付書類	留意事項
12 OJTの短縮 サービス管理責任者 実践研修受講までのOJTを 6か月に短縮する場合	来庁	① 付表 ② 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③ 組織体制図(兼務関係を明記) ④ 経歴書 ⑤ 資格を証する書類 ⑥ 実務経験証明書 ⑦ サービス管理責任者研修(基礎)修了証書の写し ⑧ 相談支援従事者研修修了証書の写し ⑨ 障害者ケアマネジメント研修修了証書の写し ⑩ 大阪府サービス管理責任者等【実践研修】 受講にかかる個別支援計画(原案)作成業務に 関する届出書	・ 左記④は、3ヶ月以内の写真貼付が必要 ・ 左記②において、該当者の氏名の手前に「(OJT)」と記載し、備考欄には「個別支援計画の原案作成」と記載 ・ 左記⑤は、実務経験が直接支援業務8年未満の場合に必要 ・ 左記⑥は、基礎研修受講時点で、サービス管理責任者になるために必要な実務経験年数に達しているものが必要 ・ 左記⑧は、2日課程以上が必要 ・ 左記⑨は、左記⑧が1日課程の場合に併せて必要 ・ 左記⑩は、大阪府下で研修を受ける場合必要
※ OJT短縮者が実践研修の受講を完了した場合、または、異動・退職等により当該事業所でのOJTを終了する場合には、変更届(様式第3号)の提出が必要(変更日は事実発生日)			
13 主たる対象者	郵送	① 付表 ② 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由	・ 左記②は、対象者を特定する場合に必要
14 利用者から徴収する費用の額	郵送	① 変更届に利用料を記載	
15 通常の事業の実施地域	郵送	① 付表	
16 営業日・営業時間	郵送	① 付表	
17 介護給付費・訓練等給付費の請求に関する事項	来庁	① 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書 ② 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表 ③ その他	※ 左記③は、「介護給付費・訓練等給付費の算定に係る各種届出の必要書類」参照
18 その他	内容により提出書類が異なるため、お問い合わせください		

■ 休止

- 届出方法
- 必要書類

※ 来庁のため電話等による事前予約が必要

- ・ 休止届出書(様式第4号)
- ・ 事業再開(6ヶ月以内)に向けての取り組み状況を記載した書類

■ 再開

- 届出方法
- 必要書類

※ 来庁のため電話等による事前予約が必要

- ・ 再開届出書(様式第4号)
- ・ 付表
- ・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・ 組織体制図(兼務関係を明記)
- ・ 従業者等の資格証を証する書類
- ・ 運営規程

■ 廃止

- 届出方法
- 必要書類

※ 来庁のため電話等による事前予約が必要

- ・ 廃止届出書(様式第4号)
- ・ 指定書の原本
- ・ 利用者の引継ぎ状況がわかる書類

※ 廃止・休止の届出は必ず1ヶ月前までに届け出てください。